

議案第119号

令和2年11月27日提出

提出者 松山市議会議員 雲 峰 広 行

大 木 健太郎

山 本 智 紀

松 波 雄 大

岡 田 教 人

池 田 美 恵

松 本 久美子

上 田 貞 人

渡 部 昭

清 水 尚 美

吉 富 健 一

角 田 敏 郎

市議会議員等報酬・期末手当及び費用弁償条例の一部改正について

市議会議員等報酬・期末手当及び費用弁償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

市議会議員等報酬・期末手当及び費用弁償条例の一部を改正する条例

第1条 市議会議員等報酬・期末手当及び費用弁償条例（昭和22年6月24日制定）の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 市議会議員等報酬・期末手当及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

付 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

市議会議員の期末手当を改定するため、本案を提出する。